

「投票立会人」を 通年(事前登録制)で募集します

満18歳以上で
あれば学生でも
応募可能

【業務内容】

投票所（期日前投票所を含む）において、選挙が公正かつ確実に行われていることを確認するため、投票手続きの全般に立ち会う業務です。

【応募資格】

八雲町内に住所を有し、八雲町の選挙人名簿に登録されている方です。

【募集期間】

通年で募集します。

※登録期間は、登録されてから無期限となります。途中で登録辞退や登録内容の変更を希望する場合は、選挙管理委員会事務局まで届出が必要になりますので、お問い合わせください。

【選任方法】

選挙時は、事前に登録された方と日程調整のうえ、投票立会人に選任します。

【投票所・立会期間・立会時間・立会人数】

(1) 期日前投票所

No.	投票所	立会期間	立会時間	立会人数
①	八雲町役場 (③④以外の区域に住所を有する方)	各選挙公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで	午前8時30分～ 午後8時00分	2人/ 各期日前投票所
②	八雲町公民館 (③④以外の区域に住所を有する方)		午前8時30分～ 午後6時00分	
③	熊石総合支所 (熊石総合支所区域に住所を有する方)		同上	
④	落部支所 (落部支所区域に住所を有する方)		午前8時30分～ 午後5時00分	

(2) 当日投票所

投票所	立会期間	立会時間	立会人数
原則、申込者が登録されている選挙人名簿の投票区の投票所の立ち会いとなります。	投票日当日	・第1～4投票区 午前7時00分～午後8時00分 ・第5～27投票区 午前7時00分～午後6時00分	2人/ 各投票所

【報酬額等】

(1) 期日前投票立会人：日額 9,600円。ただし、立会時間が6時間未満の場合は4,800円。

(2) 当日投票立会人：日額10,900円。ただし、立会時間が7時間未満の場合は5,450円。

※基準により交通費は別途支給します。

※報酬額から所得税が差し引かれます。

【応募方法】

- 1 下記、二次元コードから簡易申請の必要事項を入力し、応募してください。
- 2 町HPからダウンロード、または選挙管理委員会事務局に備え付けしている投票立会人登録申込書に必要事項を記入し、持参、郵送または電子メールで応募してください。

【問い合わせ先】

選挙管理委員会事務局

☎ 0137-62-2111

e-mail : senkan@town.yakumo.lg.jp



町HP



簡易申請フォーム